

# 化製場等に関する法律施行条例

昭和59年8月10日 条例第31号  
最終改正 平成14年12月24日条例第82号

(趣旨)

第1条 この条例は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の規定に基づく化製場等の構造設備の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(死亡獣畜取扱場の区域の変更の届出)

第2条 法第3条第2項の規定による届出をしなければならない事項は、死亡獣畜取扱場の区域の変更とする。

(化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準)

第3条 法第四条の規定による化製場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 原料貯蔵室及び化製室を有すること。
  - 二 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。
    - イ 床は、不浸透性材料（石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で造られ、これに適当な勾（こう）配と排水溝が設けられていること。
    - ロ 内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも1.2mまで不浸透性材料で腰張りされていること。
    - ハ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
  - ニ 臭気を処理することができる脱臭装置が設けられていること又は臭気が外部に漏れにくい構造であること。
  - ホ 昆虫の出入りを防止することができる網張りその他の設備が設けられていること。
  - 三 汚物処理設備として、汚物保管設備及び汚水浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道（以下「下水道」という。）に直接流出させることができる場合には、汚水浄化装置を有することを要しない。
  - 四 汚物保管設備は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
  - 五 汚物保管設備の周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。
  - 六 原料貯蔵室及び化製室から汚水浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
  - 七 排水溝は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
  - 八 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。
- 2 法第4条の規定による死亡獣畜取扱場の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。
- 一 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。
    - イ 解体室を有すること。
    - ロ 解体室の床は、不浸透性材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。

- ハ 解体室の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも1.2mまで不浸透性材料で腰張りされていること。
- ニ 解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- ホ 解体室には、臭気を処理することができる脱臭装置が設けられていること又は解体室は、臭気が外部に漏れにくい構造であること。
- ヘ 汚物処理設備として、汚物保管設備及び汚水貯留槽又は汚水浄化装置を有すること。ただし、汚水を下水道に直接流出させることができる場合には、汚水貯留槽及び汚水浄化装置を有することを要しない。
- ト 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- チ 汚物保管設備及び汚水貯留槽の周辺の地面で汚物を搬出入し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。
- リ 解体室から汚水貯留槽、汚水浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- ヌ 排水溝は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- ル 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。
- 二 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場には、立札、障壁その他当該区域が埋却場である旨及び当該区域が明示する設備が設けられていること。
- 三 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。
  - イ 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。
  - ロ 焼却炉には、燃焼により発する臭気を処理することができる脱臭装置が設けられていること。

(衛生上必要な措置)

第4条 法第五条第四号に規定する条例で定める衛生上必要な措置は、次の各号に定めるとおりとする。

一 化製場

- イ 原料及び廃棄物を運搬する場合は、露出又は汚液の漏出を防止すること。
- ロ 器具等は、常に清潔にし、衛生的に保管すること。
- ハ 原料は、速やかに製品にすること。
- ニ 原料及び廃棄物は、一定の容器又は密閉された原料貯蔵室に収納し、散乱させないこと。

二 死亡獣畜取扱場

- イ 死亡獣畜の肉及び脂肪は、縦横に裁切し、石灰若しくは有臭薬剤を散布し、又は適当な方法により食用に供されない状態に措置すること。
- ロ 器具等は、常に清潔にし、衛生的に保管すること。
- ハ 死亡獣畜を埋却する場合は、その埋却する穴の深さを死体の上から地表面まで1m以上とし、死亡獣畜には、石灰又は消毒薬を散布し、十分に土で覆い、埋却した場所には、目標を立てておくこと。
- ニ 埋却した死亡獣畜は、発掘しないこと。

(魚介類等を原料とするものに係る製造施設等の構造設備の基準等)

第5条 法第8条において準用する法第四条の規定による魚介類又は鳥類の肉等を原料とする油脂等の製造の施設及び獣畜、魚介類又は鳥類の肉等の貯蔵の施設の構造設備については、第3条第1項の規定(貯蔵の施設の構造設備については、化製室に関する部分を除く。)を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

2 法第8条において準用する法第5条第4号に規定する条例で定める衛生上必要な措置については、前条第1号の規定(法第8条に規定する貯蔵の施設にあっては、同号イ及びロに係る部分に限る。)を準用する。

(動物を飼養すること等ができる指定区域の基準)

第6条 法第9条第1項の規定による知事が指定する区域の基準は、次の各号の一に該当する町又は字の区域とする。

- 一 人口密度が1㎢当たりおおむね3000以上である町又は字
- 二 市街的形態を成している区域内にある戸数が全戸数のおおむね五割以上である町又は字
- 三 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字

(動物の種類ごとの数)

第7条 法第九条第一項の規定による動物の種類ごとの数は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 牛 1頭
- 二 馬 1頭
- 三 豚 1頭
- 四 めん羊 4頭
- 五 やぎ 4頭
- 六 犬 10頭
- 七 鶏(30日未満のひなを除く。以下同じ。) 100羽
- 八 あひる(30日未満のひなを除く。以下同じ。) 50羽

(畜舎等の構造設備の基準)

第8条 法第9条第2項の規定による牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設(以下「畜舎」という。)の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 床は、不浸透性材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- 二 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ、適当な高さまで清掃に支障を来さない材料で造られ、かつ、清掃に支障を来さない構造を有すること。
- 三 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。
- 四 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- 五 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

六 汚物処理設備として、汚物保管設備及び汚水貯留槽を有すること。ただし、汚水浄化装置が設けられている場合又は汚水を下水道に直接流出させることができる場合には、汚水貯留槽を有することを要しない。

七 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。

八 畜舎から汚水貯留槽、汚水浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。

九 排水溝は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

十 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。

イ 床は、不浸透性材料で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。

ロ 臭気を処理することができる脱臭装置が設けられていること又は臭気が外部に漏れにくい構造であること。

ハ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

ニ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。

2 法第9条第2項の規定による鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設（以下「家禽舎」という。）の構造設備の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さと高さを有すること。

二 鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障を来さない材料で造られ、かつ、採糞に便利な構造を有すること。

三 あひるの家禽舎の床は、不浸透性材料（バタリー式の家禽舎にあつては、不浸透性材料又は板）で造られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。

四 あひるの家禽舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

五 汚物処理設備として、鶏の家禽舎にあつては汚物保管設備を、あひるの家禽舎にあつては汚物保管設備及び汚水貯留槽を有すること。ただし、汚水浄化装置が設けられている場合又は汚水を下水道に直接流出させることができる場合には、汚水貯留槽を有することを要しない。

六 汚物保管設備及び汚水貯留槽は、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。

七 家禽舎から汚水貯留槽、汚水浄化装置又は下水道に通ずる排水溝が設けられていること。

八 排水溝は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

九 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる家禽舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、前項第10号イからニまでに規定する要件を備える飼料取扱室を有すること。

(手数料)

第9条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

一 法第3条第1項の規定による 化製場の設置の許可	許可申請手数料	22,000円
二 法第3条第1項（法第8条において準用する 場合を含む）の規定による死亡獣畜取扱場 （法第8条に規定する施設を含む。）の設置の 許可	許可申請手数料	14,000円
三 法第9条第1項の規定による 動物の飼養又は収容の許可	許可申請手数料	申請1件につき （1個の施設又は同一の 構内にある数個の施設に 関し同時に数件の申請が 行われる場合にあっては 当該数件の申請につき） 8,000円